

## 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準値（案）

今回基準値の設定を行う水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準値（案）は次のとおりです（農薬登録保留基準については参考1を参照）。

農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成18年12月環境省告示第143号）を改正し、下表左欄の農薬の成分の公共用水域における水産動植物被害予測濃度について下表右欄の基準値を新たに設定します。

なお、新たに設定する基準値は当該基準値を定める告示の公布の日から適用することとします。

農 薬 の 成 分	基 準 値
ジアンモニウム = エチレンビス（ジチオカルバマート）（別名アンバム）	89 µg / l
7 - オキサビシクロ [ 2 . 2 . 1 ] ヘプタン - 2 , 3 - ジカルボン酸ニカリウム塩（別名エンドタールニカリウム塩）及び7 - オキサビシクロ [ 2 . 2 . 1 ] ヘプタン - 2 , 3 - ジカルボン酸二ナトリウム塩（別名エンドタール二ナトリウム塩）	7 - オキサビシクロ [ 2 . 2 . 1 ] ヘプタン - 2 , 3 - ジカルボン酸（別名エンドタール）として1,800 µg / l
4 - クロロフェニル = 2 , 4 , 5 - トリクロロフェニル = スルホン（別名テトラジホン）	6.0 µg / l
1 - ( 3 , 5 - ジクロロ - 2 , 4 - ジフルオロフェニル ) - 3 - ( 2 , 6 - ジフルオロベンゾイル ) 尿素（別名テフルベンズロン）	0.37 µg / l
マンガン = エチレンビス（ジチオカルバマート）（ポリメリック）コンプレックス亜鉛塩（別名マンゼブ）	12 µg / l
塩基性塩化銅、塩基性硫酸銅、水酸化第二銅、無水硫酸銅及び硫酸銅五水和物	銅として 0.38 µg / l

\* 平成28年12月7日に7 - オキサビシクロ [ 2 . 2 . 1 ] ヘプタン - 2 , 3 - ジカルボン酸ニカリウム塩（別名エンドタールニカリウム塩）及び7 - オキサビシクロ [ 2 . 2 . 1 ] ヘプタン - 2 , 3 - ジカルボン酸二ナトリウム塩（別名エンドタール二ナトリウム塩）の基準値について、下線部分を追記しました。